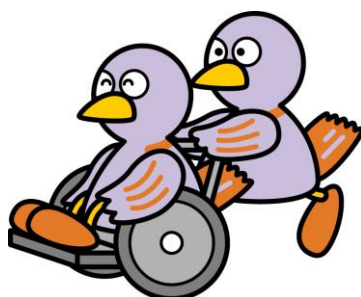


介護保険事業者指定の手引



埼玉県のマスコット
「コバトン」

令和6年3月

彩の国埼玉県 

福祉部高齢者福祉課

目 次

I 制度の概要

- 1 介護保険制度について 1
- 2 介護（予防）サービス事業者になるには 6
- 3 みなし指定について 8

II 指定までの手続の概要

- 1 指定申請について 11
- 2 市町村との調整について 11
- 3 他法令の手続について 12
- 4 開設許可について（介護老人保健施設、介護医療院） 12
- 5 欠格事由について 12
- 6 介護保険の指定の流れ 15
- 7 虚偽の指定申請等の再発防止について 16

III 指定後の手続の概要

- 1 介護給付費の請求について 17
- 2 介護サービス情報の公表について 17
- 3 変更届出について 20
- 4 介護支援専門員の就労情報の届出について 22
- 5 国保連への請求に係る体制の変更について 23
- 6 介護報酬の算定に係る定期的な手続について 24
- 7 事業の廃止・休止について 25
- 8 事業の再開について 25
- 9 指定の辞退について 26

IV 指導監督

- 1 実地指導（介護保険法第24条）について 27
- 2 監査（介護保険法第76条等）について 27
- 3 行政上の措置について 27
- 4 経済上の措置について 27
- 5 業務管理体制に関する監督等について 29

V 指定更新制度

- 1 制度の概要について 30
- 2 欠格事由について 30
- 3 更新手続について 31

VI 連座制

- 1 連座制について 32
- 2 連座制の具体例について 32
- 3 連座制の見直しについて 33

I 制度の概要

1 介護保険制度について

(1) 制度の趣旨

わが国はすでに高齢社会に突入し、介護を必要とする高齢者も増えています。また、家族の在り方、労働の形態が多様化していること、介護の期間が長くなっていることから、家族だけで高齢者を介護することは困難になってきています。

そこで、介護を家族だけでなく社会全体で支えるために、介護保険制度が平成12年4月からスタートしました。

(2) 介護保険運営の負担

介護保険の運営に必要な費用の半分は加入者の保険料、残りの半分は公費（国、都道府県、市町村）で負担しています。指定介護保険事業者に支払われる介護報酬の財源は、これらの公的な費用で負担されます。

(3) 介護保険法等の改正について

ア 平成18年

「制度の持続可能性」等の課題に対応するため、見直しが行われました。

～見直しの概要～

- ① 予防重視型システムの確立（新予防給付の創設等）
- ② 施設給付の見直し（介護保険3施設の居住費・食費の見直し等）
- ③ 新たなサービス体系の確立（地域密着型サービスの創設等）
- ④ サービスの質の確保・向上
（介護サービス情報の公表制度の導入、事業者規制の見直し等）
- ⑤ 負担の在り方・制度運営の見直し（保険者機能の強化等）

イ 平成20年

不正事案の発生に対応して、介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対する規制の見直しが行われました。

～見直しの概要～

- ① 業務管理体制の整備の義務付け
- ② 事業者本部への立入検査権等の創設（国、都道府県、市町村）
- ③ 廃止届の事前届制化等の処分逃れ対策
- ④ 指定・更新の欠格事由の見直し
- ⑤ 事業廃止時の移行先の調整などサービス確保に係る事業者の義務を明確化

※ 施行期日：平成21年5月

ウ 平成23年

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めることなどを目的として見直しが行われました。

～見直しの概要～

- ① 24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスを創設
- ② 介護療養病床の廃止期限（平成24年3月末）を猶予（新たな指定は行わない）
- ③ 介護事業所における労働法規の遵守を徹底、事業所指定の欠格要件及び取消要件に労働基準法等違反者を追加
- ④ 公表前の調査実施の義務付け廃止など介護サービス情報公表制度の見直しを実施
- ⑤ 指定基準の条例化
国の基準に基づき、指定権者ごとに条例で定める
- ⑥ 大都市特例の創設
居宅サービス事業者等の指定権限を指定都市・中核市へ委譲

※ 施行期日：平成24年4月

エ 平成26年

地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を目的として見直しが行われました。

～見直しの概要～

- ① 地域支援事業の充実と介護予防訪問介護、介護予防通所介護の地域支援事業への移行
→平成29年4月までに全市町村が実施
- ② 特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に重点化
- ③ 低所得者の保険料の軽減割合を拡大
- ④ 一定以上の所得のある利用者の自己負担の引上げ
→合計所得160万円以上は2割負担
- ⑤ 補足給付の要件に資産などを追加
- ⑥ 地域密着型通所介護の創設
- ⑦ 居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲

※ 施行期日：平成27年4月

(④平成27年8月、⑥平成28年4月、⑦平成30年4月)

オ 平成29年

地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、見直しが行われました。

～見直しの概要～

- ① 介護保険事業計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
→保険者が地域の課題を分析し、自立支援・重度化防止に取り組む
- ② 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化
→小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入
- ③ 介護医療院の創設
※介護療養病床の経過措置は6年間延長
- ④ 介護保険及び障害福祉制度に共生型サービスを位置付け
- ⑤ 特に所得の高い層の利用者負担割合の引上げ
→合計所得220万円以上は3割負担
- ⑥ 介護納付金（40～64歳の保険料）における総報酬割の導入
- ⑦ 高額介護サービス費の一般区分の月額上限額の引上げ
- ⑧ 福祉用具貸与における貸与価格の上限の設定
- ⑨ 訪問介護における生活援助中心のサービスに係る人員基準・報酬の適正化

※ 施行期日：平成30年4月

（⑤平成30年8月、⑥⑦平成29年8月、⑧平成30年10月）

(4) 介護サービスの指定の種類について

【共】共生型の制度があるサービス

	埼玉県が指定 (さいたま市・川越市・越谷市・川口市・和光市 内の事業所においては、それぞれの市が指定)	市町村が指定
介護 給付	◎指定居宅サービス 【在宅系サービス】 ・訪問介護【共】 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護【共】 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護【共】 ・短期入所療養介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売	◎指定地域密着型サービス 【在宅系サービス】 ・定期巡回・随時対応型訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス（看護小規模多機能型 居宅介護） ・地域密着型通所介護
	【居住系サービス】 ・特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム等)	【居住・入所系サービス】 ・認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生 活介護
	◎指定介護老人福祉施設	
	◎介護老人保健施設	◎居宅介護支援 (H30. 4. 1～)
	◎介護医療院 (H30. 4. 1～)	
予防給付	◎指定介護予防サービス 【在宅系サービス】 ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防短期入所生活介護【共】 ・介護予防短期入所療養介護 ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売 【居住系サービス】 ・介護予防特定施設入居者生活介護	◎指定地域密着型介護予防サービス 【在宅系サービス】 ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 【居住系サービス】 ・介護予防認知症対応型共同生活介護
		◎指定介護予防支援 (地域包括支援センターが「指定介護予防 支援事業者」として指定を受け実施)
事業費		◎介護予防・日常生活支援総合事業 ・第一号事業（訪問・通所・生活支援・ 介護予防支援）

上記の介護サービスの指定・許可の種類（◎印）と点線の枠ごとに指定・更新・取消等の規定が適用されます。

2 介護（予防）サービス事業者になるには

(1) 指定について

介護保険でサービス提供主体となるには、

- ①法人格（※）を持ち、
- ②厚生労働省令（条例）で定められている「人員・設備及び運営基準」を満たして、
- ③所管する自治体（指定権者）から介護サービス事業者として指定を受けなければなりません。

※個人開設の病院・診療所により行われる居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び薬局により行われる居宅療養管理指導については法人格不要

所管行政庁と申請窓口

サービス種別	行政庁	申請窓口
・介護給付 （介護サービス） ・予防給付 （介護予防サービス）	埼玉県	・各福祉事務所・高齢者福祉課 （担当地域は巻末一覧表参照）
	さいたま市	・介護保険課
	川越市	・介護保険課
	越谷市	・介護保険課
	川口市	・介護保険課
	和光市	・長寿あんしん課
・地域密着型サービス ・介護予防・日常生活支援総合事業	各市町村	・介護保険担当課 または ・地域生活支援事業担当課

※ さいたま市・川越市・越谷市・川口市・和光市内は、いずれのサービスもそれぞれの市となります。

(2) 介護サービス事業を行う上で満たすべき基準

この「人員、設備及び運営基準」は、介護保険法に基づくもので、要介護者等の心身の状況等に応じて、適切なサービスを提供するために必要な**最低基準**を定めたものです。従って、事業者においては、自ら法令通知等を参照し、質の高い介護サービスを提供するよう努めなければなりません。

指定基準には、次の要件等が定められています。

- ① 基本方針
- ② 人員基準（従業者の知識・技能・人員に関する基準）
- ③ 設備基準（事業所に必要な設備についての基準）
- ④ 運営基準（保険給付の対象となる介護サービスの事業を実施する上で求められている運営上の基準）

(3) 業務管理体制の整備

平成20年の介護保険法改正では、法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備が事業者（法人単位）に義務づけられています。

※ 施行期日：平成21年5月

(4) 各サービスの指定基準

介護サービス	指定基準
居宅サービス	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
地域密着型サービス	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
居宅介護支援	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）
介護老人福祉施設	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）
介護老人保健施設	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）
介護医療院	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）
介護予防サービス	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）
地域密着型介護予防サービス	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）
介護予防支援	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）

※1 上記基準を基に「埼玉県介護保険法施行条例」「埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めています。

※2 厚生労働省からの基準や通知、取扱いのQ&Aが、適宜出されています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html

※3 県からのお知らせは県のホームページ「さいたま介護ねっと」に掲載しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kaigo-net/>

3 みなし指定について

(1) 介護保険制度では、事業者からの申請に基づいて指定することになっていますが、介護保険法の指定申請を行わない場合でも、法令により指定されたとみなすことができる場合があります。

(2) 「みなし指定」の適用を受ける事業については、指定申請の必要がありません。反対に、指定を希望しない場合には、指定を辞退する事業について、「指定を不要とする旨の申出書」（別段の申出書）を提出することになります。（P26を参照）

※1 介護保険制度導入時（平成12年4月）

みなし指定される施設	みなし指定（許可）の要件	みなし指定されるサービスの種類
特別養護老人ホーム	平成12年4月の法施行時に老人福祉法による特別養護老人ホームの認可を受けている施設	・介護老人福祉施設 （ただし、併設の居宅サービスは「みなし指定」されませんので申請が必要）
老人保健施設	平成12年4月の法施行時に老人保健法による老人保健施設の許可を受けている施設	・介護老人保健施設 ・通所リハビリテーション ・短期入所療養介護
訪問看護ステーション	平成12年4月の法施行時に老人保健法による指定訪問看護ステーションの指定を受けている事業所	・訪問看護

※2 介護保険制度導入後（平成12年4月以降）

みなし指定される施設	みなし指定（許可）の要件	みなし指定されるサービスの種類
介護老人保健施設	介護保険法により許可を受けている介護老人保健施設	・（介護予防）通所リハビリテーション ・（介護予防）短期入所療養介護
指定介護療養型医療施設	介護保険法により指定を受けている介護療養型医療施設	・（介護予防）短期入所療養介護
介護医療院	介護保険法により許可を受けている介護医療院	・（介護予防）通所リハビリテーション ・（介護予防）短期入所療養介護
病院・診療所	健康保険法による指定を受けている病院・診療所	・（介護予防）訪問看護 ・（介護予防）訪問リハビリテーション ・（介護予防）居宅療養管理指導
薬局	健康保険法による指定を受けている薬局	・（介護予防）居宅療養管理指導

（注）介護予防は平成18年4月以降、介護医療院は平成30年4月以降

※3 地域密着型サービス創設によるみなし指定（平成18年4月）

みなし指定される施設	みなし指定（許可）の要件	みなし指定されるサービスの種類
認知症対応型 共同生活介護事業所	平成18年3月以前に介護保険法により県指定を受けている認知症対応型共同生活介護事業所	・（介護予防）認知症対応型共同生活介護（所在地市町村指定分）
	上記事業所において所在地市町村以外の入居者がいる場合	・（介護予防）認知症対応型共同生活介護（当該入居者にかかる他市町村指定分）
通所介護事業所 （痴呆専用型）	平成18年3月以前に介護保険法により県指定を受けている通所介護事業所のうち痴呆専用型のもの	・（介護予防）認知症対応型通所介護（所在地市町村指定分）
	上記事業所において、所在地市町村以外の利用者がいる場合	・（介護予防）認知症対応型通所介護（当該利用者にかかる他市町村指定分）

※4 通所リハビリテーションのみなし指定（平成21年4月以降）

みなし指定される施設	みなし指定（許可）の要件	みなし指定されるサービスの種類
病院・診療所	健康保険法による指定を受けている病院・診療所	・（介護予防）通所リハビリテーション

なお、平成21年3月13日付け老振発第0313002号・老老発第0313002号厚生労働省老健局振興課長・老人保険課長通知では、「通所リハビリテーションの指定があったものとみなされる病院等については、通所リハビリテーションが実施される病院等の環境にかんがみ、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数票の脳血管疾患等リハビリテーション料又は運動器リハビリテーション料に係る施設基準に適合しているものとして届出をしていることを想定している。」としています。

※5 地域密着型通所介護の創設によるみなし指定（平成28年4月）

みなし指定される施設	みなし指定（許可）の要件	みなし指定されるサービスの種類
通所介護事業所 （定員18名以下）	平成28年3月時点で介護保険法により県指定を受けている通所介護事業所のうち定員が18名以下のもの	・ 地域密着型通所介護 （所在地市町村指定分）
	上記事業所において、所在地市町村以外の利用者がある場合	・ 地域密着型通所介護 （当該利用者にかかる他市町村指定分）

※6 短期入所療養介護のみなし指定（平成30年4月以降）

みなし指定される施設	みなし指定（許可）の要件	みなし指定されるサービスの種類
病院・診療所 （療養病床を有するもの）	健康保険法による指定を受けている病院・診療所のうち療養病床を有するもの	・ （介護予防）短期入所療養介護

（注）療養病床を有しない病院・診療所は指定申請を行う必要があります。

（3）生活保護法に係るみなし指定

生活保護の被保護者に対して介護保険制度に基づく介護サービスを提供する場合には、介護保険の事業者指定に加えて生活保護法に基づく指定介護機関として指定を受けていることが必要です。

生活保護法の一部改正により、平成26年7月1日から介護保険法の指定又は開設許可を受けた事業者は生活保護法の指定介護機関とみなされ、指定申請の手続は不要となっています。

Ⅱ 指定までの手続の概要

1 指定申請について

事業者の指定は事業所ごと・サービスの種類ごとに行われることになるので、指定申請書は事業所ごと・サービスの種類ごとに提出しなければなりません。同じ事業所が、複数のサービスをまとめて申請することも可能ですが、その場合でも、サービスごとに付表と添付書類を付けて申請します。

申請に際しては、原則として電子申請・届出システムによる申請となります。電子申請・届出システムによる申請の仕方については、以下のホームページをご覧ください。

[「介護事業所等の指定申請等に係る「電子申請・届出システム」の運用開始について」](#)

なお、当面の間は紙媒体での申請も可能です。その場合は、管轄する県福祉事務所の介護保険・施設整備担当（蕨市、戸田市内は埼玉県庁高齢者福祉課施設・事業者指導担当）（以下、「各福祉事務所等」という）へ必要書類を2部持参するようにしてください。

（1部は 審査後に事業所控えとしてお戻しします）

申請書が受理されると具体的な審査が行われます。基準を満たしている場合は、指定通知書が指定権者から発行されます。

なお、指定通知書は再発行いたしませんので、取扱いにはご注意ください。

詳しくは、手引の「申請編」をご覧ください。

2 市町村との調整について

各市町村では、その市町村における介護サービスの需給状況を調査し、（日常生活圏域ごとに）必要な介護サービスの種類や量を市町村介護保険事業計画で定め、福祉サービスが適切に行き渡るように図っています。

そのため、市町村長は介護保険事業計画との調整を図る見地から、居宅サービスの指定に関し都道府県知事に意見を付すことができることとされています。

特に訪問介護、通所介護、短期入所生活介護においては、開設を検討している市町村内（または、当該日常生活圏域内）に、小規模多機能等の地域密着型サービスがある場合（今後の設置に向けて公募が行われている場合を含む）であって、既に当該居宅サービスが見込量に達している、あるいは、介護保険事業計画の達成に支障が生ずると判断された場合、市町村長は都道府県知事に協議を求めることができることとされています。

都道府県知事は市町村長からの意見や協議の結果に基づき、条件を付した指定、あるいは指定しないことができる規程となっています。

各市町村において必要な介護サービスの種類や量は異なりますので、指定申請を検討している介護サービスの状況について、開設予定地の市町村に確認をしてください。

3 他法令の手續について

介護保険の指定事業者となるためには、介護保険法の指定基準を満たしていることのほか、指定申請の前に事前に調整を行っておくことが望ましいものや、所管する行政機関の許可・認可等を受けなければならないものもあります。それぞれの所管する行政機関に御確認ください。

それぞれの手續が終了していないと、介護保険法の指定を受けられない場合や、指定を受けても営業できない場合があります。

- 例 1 福祉関連法令の適用を受けるもの
老人福祉法（有料老人ホーム等）、生活保護法等
- 例 2 他法規制の可能性のあるもの
都市計画法、農地法、建築基準法、消防法、福祉のまちづくり条例、文化財保護法、食品衛生法等
- 例 3 事前に調整しておく必要のあるもの
隣接地権者、自治会、民生委員等
- 例 4 事業者として当然に守るべき法規制など
就業規則等の労働基準監督署への届出、税務署への届出、雇用保険の届出、法人の定款変更等の手續等

4 開設許可について（介護老人保健施設、介護医療院）

介護老人保健施設、介護医療院は他のサービスと異なり、介護保険法にその設置の根拠を有し、介護保険法に基づいて事業規制が行われる施設です。したがって、介護保険法による開設許可を受けなければ事業を運営できないこととなります。

（介護老人保健施設は開設手数料がかかります。）

5 欠格事由について

（1）申請者・開設者（又は法人役員等）が次のような事項に該当する場合は、指定できません。

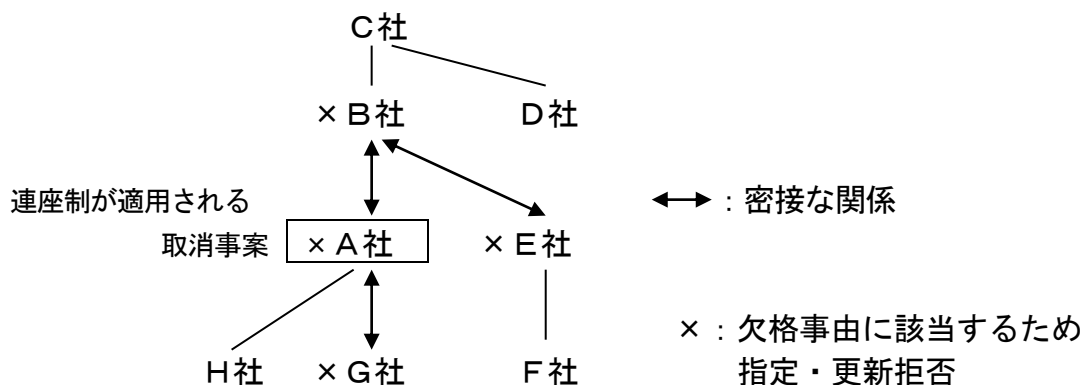
- ①禁固以上の刑を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
- ②介護保険法その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
- ③指定取消から5年を経過しない者であるとき
- ④指定取消処分の通知日から処分の日等までの間に事業廃止の届出を行い、その届出日から5年を経過しない者であるとき
- ⑤5年以内に介護保険サービスに関し不正又は著しく不適當な行為をした者であるとき

(2) 平成20年改正により、次の場合も、指定の欠格事由に追加されました。

- 申請者（法人に限る）と密接な関係を有する者が、指定の取消しの日から起算して5年を経過していないとき

「申請者と密接な関係を有する者」とは？

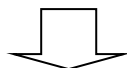
→申請者の親会社等、申請者の親会社等の子会社等、申請者の子会社等のうち、申請者の重要な事項に係る意思決定に関与、又は、申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与している法人



「親会社等」とは？

→申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者（株式会社の場合、議決権の過半数を所有している者）。

※ 要件のイメージ



- ・ 株式の所有等により申請者を実質的に支配するなど申請者と同一法人グループであること
- ・ 申請者と密接な関係にある法人であること
- ・ 連座制が適用されない取消事案でないこと

※ 施行期日：平成21年5月

- (3) 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成19年法律第110号）における介護保険法の一部改正により、平成21年4月1日から、下記の概要のとおり欠格事由が追加されました。

- 指定等の申請者等が社会保険料等について、当該申請をした日の前日までに滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納付期限の到来した社会保険料等のすべてを引き続き滞納しているとき

趣旨：国民年金事業等の運営の改善のため、社会保険に密接に関わる事業者等（保健医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者、介護サービス事業者及び社会保険労務士）による社会保険料等の自主的な納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者等の指定等又は更新を認めないこととするもの。

- (4) 平成23年改正により、次の場合も、指定の欠格事由に追加されました。

- 指定等の申請者等が労働に関する法律により罰金刑を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき

趣旨：介護人材の確保を図るためには、事業者による雇用管理の取組を推進することが重要である。しかしながら、介護事業を含む社会福祉関係の事業は、全産業と比較して労働基準法等の違反の割合が高い。このため、事業者による雇用管理改善の取組を推進するため、新たに、労働基準法等に違反して罰金刑を受けている者等について、当該事業者等の指定等又は更新を認めないこととするもの。

6 介護保険の指定の流れ

(1) 準備

①指定の要件（基準）の確認

- ・指定事業者になるためには、県条例（厚生労働省令）で定める人員、設備及び運営に関する基準を満たさなければなりません。

※基準は、県のホームページ「さいたま介護ねっと」に掲載しています。

アドレス「<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kaigo-net/>」

また、一般の書籍で詳しい解説本もありますので、参考にしてください。

②申請書類の作成

※申請書の様式は、県のホームページ「さいたま介護ねっと」に掲載しています。

アドレス「<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kaigo-net/>」

③事前相談

- ・事前相談は、各福祉事務所等で行います。（巻末一覧参照）
- ・事前に電話で予約をお願いします。

※都市計画法、建築基準法、食品衛生法等他法令の協議が必要な場合がありますので、別途関係機関との調整を進めるようお願いします。

※②、③は順不同です。適宜事前相談を交えながら、申請書類の作成を進めてください。

(2) 申請

- ・申請から指定までは1か月サイクルで行います。
- ・毎月10日を締切とします。（10日が閉庁日の場合は翌開庁日）
- ・申請書は必ずしも1回で受理できるとは限りません。補正や追加で書類を提出していたただかなければならないことが多々あります。指定を希望する日から逆算して余裕をもったスケジュールで申請を行ってください。

(3) 審査

- ・審査は、事業所ごと、サービスごとに行います。
- ・基準に適合しているか否か、実地に確認することもあります。

(4) 指定

- ・指定は、原則として毎月1日付けです。
- ・毎月10日までに受理した書類について審査し、指定基準を満たしていることが、確認できたものは、翌月1日に指定します※。

例 4月10日受理 → 5月1日指定

※書類の内容など事案によっては、翌月1日指定とならない場合があります。補正や追加書類の提出が遅れ審査に支障を来す場合には、指定できません。必ずしも翌月1日の指定をお約束するものではありませんのでご了解ください。

(5) 公示

- ・指定事業所名、所在地、サービスの種類等が埼玉県ホームページに掲載されます。

7 虚偽の指定申請等の再発防止について

(1) 趣旨

平成19年4月、東京都において株式会社コムスン等大手事業者の訪問介護事業及び居宅介護支援事業について人員基準違反などの問題点が指摘されました。埼玉県においても、県内大手事業者に対し、監査指導を行った結果、管理者やサービス提供責任者の不在などの人員基準違反が見受けられました。

また、他の都道府県では、実際に勤務していない職員を、管理者やサービス提供責任者として虚偽の指定申請を行った事例も発覚しました。

このため、新規指定申請や管理者・サービス提供責任者の変更届出の手続の際には、各福祉事務所等において本人確認等を行いますので、御協力をお願いします。（勤務する意思のない者、名義貸しであった者など申請内容等と一致しない場合には、厳しく対処いたします。）

(2) 本人確認について

- ①対象 管理者（全サービス）
サービス提供責任者（訪問介護）

②方法

- 新規指定申請時 : 原則として手続時等の来所により確認
管理者等の変更届出時 : 来所又は電話による確認

Ⅲ 指定後の手続の概要

1 介護給付費の請求について

介護給付費の請求は、市町村からその審査・支払に関する事務の委託を受けた埼玉県国民健康保険団体連合会（県国保連）に対して行うこととなります。
指定後、県国保連との手続が必要となります。

埼玉県国民健康保険団体連合会
〒338-0002
さいたま市中央区大字下落合1704番 国保会館
TEL 048-824-2537

県国保連からの介護報酬の支払いは、サービス提供月の翌々月の月末となります。
なお、請求エラーなどで支払ができない場合もありますので、事業開始時には、余裕をもった運転資金を確保しておく必要があります。

2 介護サービス情報の公表について

(1) 介護保険法上の義務及び介護サービス情報公表制度

介護保険法では、介護サービス事業者は、事業所の情報について、介護サービスを提供する事業所または施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならないものとされており、都道府県知事はその情報を公表しなければならないものとされています。（介護保険法第115条の35）

この制度は、利用者が介護サービス事業所を適切に選択できるための情報提供の仕組みとして導入された制度です。

事業者自らがインターネット（介護サービス情報報告システム）により報告し、インターネット（介護サービス情報公表システム）により情報が公表されます。

(2) 公表する情報

1. 「基本情報」・・・事業所の連絡先、営業時間、職員体制、価格情報など
2. 「運営情報」・・・記録書類、マニュアルの整備状況など

(3) 公表の対象となる事業所及び介護サービス

当該年度の新規事業所・・・次の介護サービスを提供する事業所全て

既存事業所・・・・・・・・・・次の介護サービスを提供する事業所のうち、前年度に受領した介護給付費が100万円超である事業所

① 居宅サービス

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護（予防含む）
- ・訪問看護（予防含む）
- ・訪問リハビリテーション（予防含む）
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション（予防含む）
- ・短期入所生活介護（予防含む）
- ・短期入所療養介護（予防含む）
- ・特定施設入居者生活介護（予防含む）
- ・福祉用具貸与（予防含む）
- ・特定福祉用具販売（予防含む）

② 居宅介護支援

③ 施設サービス

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院

④ 地域密着型サービス

- ・定期巡回・臨時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・地域密着型通所介護
- ・療養通所介護
- ・認知症対応型通所介護（予防含む）
- ・小規模多機能型居宅介護（予防含む）
- ・認知症対応型共同生活介護（予防含む）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型老人福祉施設入居者生活介護
- ・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

(4) 費用負担

埼玉県では、平成24年度から公表手数料及び調査手数料ともに徴収しないこととしています。

(5) 調査の実施について

1. 書面調査

埼玉県では、新規事業所についてインターネット上の報告に先立ち書面調査を実施しています。

新規事業所は、指定申請の申請と併行して、書面調査票（上記（2）の1「基本情報」のみ）を申請と同じ窓口へ提出してください。

2. 訪問調査

次に該当する事業所については必要に応じ訪問調査を実施します。

- 報告内容に疑義があり、確認、修正等に応じない事業所
- 報告内容に相当程度疑義がある事業所
- 報告内容が事実と異なると利用者等から通報がある事業所
- 自ら調査の実施を希望する事業所

(6) 情報公表の手続

1. 既存事業所

例年、7月から12月の間に、地域ごとに分けて行います。指定情報公表センターから報告に必要なID、パスワードをご連絡しますので、各事業者においてインターネット（介護サービス情報報告システム）により報告してください。

2. 新規事業所

上記（5）1のとおり、報告に先立ち指定申請の手続と併行して基本情報を書面で作成し、提出してください。

書面審査後の手続は「1. 既存事業所」と同じになります。

(7) 情報公表センターの指定について

埼玉県では、介護保険法第115条の42の規定に基づき、情報公表センターを指定し、情報公表に関する業務を委託しています。

平成25年度から「NPO法人ケアマネージメントサポートセンター」を埼玉県指定情報公表センターとして指定しています。

(8) 資料の入手先、報告先等

1. 県からのお知らせ及び各資料の入手先

埼玉県ホームページ「介護サービス情報の公表」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/jouhou-kouhyou/index.html>

2. 公表情報の報告先

介護サービス情報報告システム

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/11/>

3. 公表情報の閲覧先

介護サービス情報公表システム

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

(9) 問い合わせ先

1. 公表の手続、システムの入力・操作等に関すること

埼玉県指定情報公表センター

電話：048-612-3150

FAX：048-840-1921

2. 介護サービス情報の公表制度に関すること

埼玉県福祉部高齢者福祉課施設・事業者指導担当

電話：048-830-3254

FAX：048-830-4781

3 変更届出について

事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、その旨を10日以内に所定の「変更届出書」にて県に届け出る必要があります。

変更の際に変更内容が分かる資料をあわせて添付し、2部提出してください。

	変 更 項 目	添付書類例
1	事業所（施設）の名称	・ 付表 ・ 運営規程
2	事業所（施設）の所在地（電話・FAX番号）	<要事前相談> ・ 付表 ・ 運営規程 ・ 平面図 他
3	申請者（法人）の名称	・ 登記事項証明書
4	主たる事務所（本社）の所在地（電話・FAX番号）	・ 登記事項証明書
5	代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所	・ 登記事項証明書 ・ 標準様式6
6	登記事項証明書・条例等 （当該事業に関するものに限る。）	・ 登記事項証明書
7	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等	<要事前相談> ・ 平面図（変更部分図示、写真） ・ 設備・備品等一覧表（必要に応じて） ・ 付表（内容に変更がある場合）
8	備品（訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業）	・ 標準様式4 ・ カタログ、写真
9	利用者の推定数	・ 付表
10	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所 （注）介護老人保健施設及び介護医療院の「管理者」は事前に承認を受け、事後に変更届出書を提出する。	・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・ 資格を証明する書類（資格要件がある場合） ・ 付表等 ・ 標準様式6
11	サービス提供責任者の氏名及び住所	・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表、資格を証明する書類 ・ 付表等
12	運営規程	・ 改正後の運営規程 ・ 付表（内容に変更がある場合）
13	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関	・ 委託契約書等協力内容を示すもの ・ 付表
14	事業所の種別	
15	提供する居宅療養管理指導の種類	・ 付表
16	事業実施形態（本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利用型・併設型の別）	・ 付表 ・ 運営規程

※ 変更内容によっては、「添付書類例」以外の書類を提出していただくこともあります。
（次頁へ続く）

	変 更 項 目	添付書類例
17	利用者、入所者又は入院患者の定員	<要事前相談> ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・ 付表 ・ 運営規程
18	福祉用具の保管・消毒方法 (委託している場合にあつては、委託先の状況)	・ 契約書 ・ 写真
19	併設施設の状況等	
20	介護支援専門員の氏名及びその登録番号 (介護支援専門員の就労情報の届出)	・ 資格を証明する書類 ・ 標準様式7 ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・ 付表(従業者数に変更がある場合)

※ 変更内容によっては、「添付書類例」以外の書類を提出していただくこともあります。

※各種様式は、県のホームページ「さいたま介護ねっと」に掲載しています。

アドレス「<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kaigo-net/>」

(国の標準様式を使用しています。)

4 介護支援専門員の就労情報の届出について

(1) 趣旨

平成18年度の介護保険法施行規則の改正に伴い、下記のサービスで介護支援専門員として就労している方の就労の状況に変更が生じた場合、10日以内に変更の届出が必要となりました。

(2) 該当するサービス

- ①介護老人福祉施設
- ②介護老人保健施設
- ③介護医療院
- ④特定施設入居者生活介護事業者

(3) 必要書類

- ①様式第1号(5) 変更届
- ②標準様式7 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧
- ③従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ④(従業者数等に変更が生じた場合)
 - 該当するサービスに対応する「付表」
- ⑤(新たに介護支援専門員を採用する場合)
 - 該当職員の介護支援専門員証(介護支援専門員登録証明書)の写し
- ⑥(その他状況に応じて補足書類を求めることがありますのでご了承ください。)

※ この必要書類は県の指定事業者に対してのものです。

様式は「さいたま介護ねっと」を参照

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kaigo-net/>

※ さいたま市・川越市・越谷市・川口市・和光市内の事業者については、それぞれの市の担当課へお問い合わせください。

※ また、居宅介護支援事業者、地域密着型サービス事業者は、市町村の担当課にお問い合わせください。

- ・認知症対応型共同生活介護事業者(介護予防含む)
- ・小規模多機能型居宅介護事業者(介護予防含む)
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業者
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護事業者
- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護予防支援事業者(地域包括支援センター)

(4) 提出先

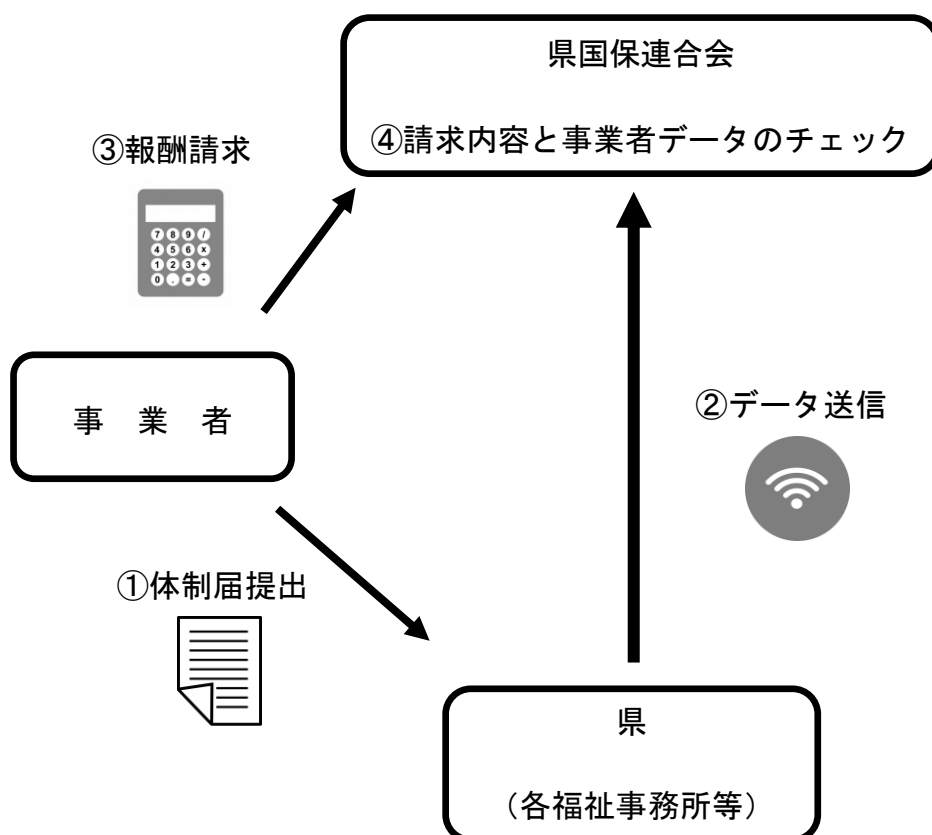
変更が生じてから10日以内に必要書類を、各福祉事務所等に提出してください。

5 国保連への請求に係る体制の変更について

新規指定申請時に提出した、介護給付費算定に係る体制等が変更になる場合には、「介護給付費算定に係る届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び必要な添付書類を、変更の前月15日（入居・入所サービスは当月の初日）までに提出してください（当該日が閉庁日の場合は翌開庁日）。

※ 体制の変更を行わないと、県国保連合会での支払の審査でエラーになり、介護報酬の支払いができない場合がありますので、ご注意ください。

⑧ 人員基準欠如の場合、介護報酬を減額して請求するとともに、体制の変更手続も必要です。



6 介護報酬の算定に係る定期的な手続について

(1) 事業所規模による区分の確認

- ①対象 通所介護、通所リハビリテーション事業所
- ②概要 介護報酬の算定のため、「事業所規模」による区分を判断する。
- ③時期 年1回・4月から翌年の2月までの状況を確認。
変更ある場合3月15日までに届出
- ④手続 現在届け出ている体制等状況に変更がある場合には、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等を、各福祉事務所等へ提出

(2) 事業所評価加算（任意）

- ①対象 介護予防通所リハビリテーション事業所、介護予防訪問リハビリテーション事業所
- ②概要 介護報酬の算定のため、加算を希望する事業所を把握
- ③時期 年1回
- ④手続 翌年度から事業所評価加算の算定を希望する場合には、10月15日までに「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」にて「事業所評価加算の申出」の届出を各福祉事務所等へ提出（前年度すでに届出済の事業所は届出不要）

(3) ADL維持等加算（任意）

- ①対象 通所介護事業所
- ②概要 介護報酬の算定のための所定の手続
- ③時期 年2回（申出有無の届出7月末まで、算定開始の届出3月）
- ④手続 ・翌年度からADL維持等加算の算定を希望する場合には、7月31日までに「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」にて「ADL維持等加算〔申出〕の有無」の届出を各福祉事務所等へ提出。（前年度すでに届出済みの事業所は届出不要）
・3月15日までに「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」にて「ADL維持等加算」の届出を各福祉事務所等へ提出（年度ごとに届出が必要）

(4) 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算（任意）

- ①対象 訪問看護（介護予防含む以下同じ）、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、福祉用具販売、居宅療養管理指導以外の事業所
- ②概要 加算を算定するための、所定の手続
- ③時期 年2回（計画書2月、実績報告書7月）
- ④手続 年度ごとに計画書、実績報告書を、各福祉事務所等へ提出

(5) その他の加算（任意）

サービス提供体制強化加算や特定事業所加算等、前年度の実績に基づく職員配置状況や利用者数が加算要件となっているものについて、次年度も引き続き加算を算定する場合は、毎年3月に実績の確認を行う必要があります。

確認の結果、加算が算定できないことが判明した場合には、速やかにその旨の届出を行ってください。届出が遅れた場合、国保連合会での支払の審査でエラーになり、介護報酬の支払いが遅れる場合がありますので、ご注意ください。

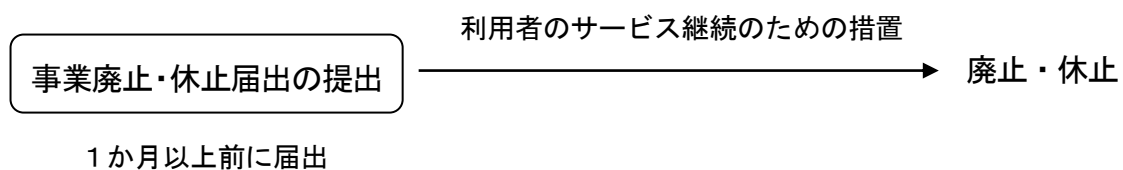
7 事業の廃止・休止について

(1) 事前届出制

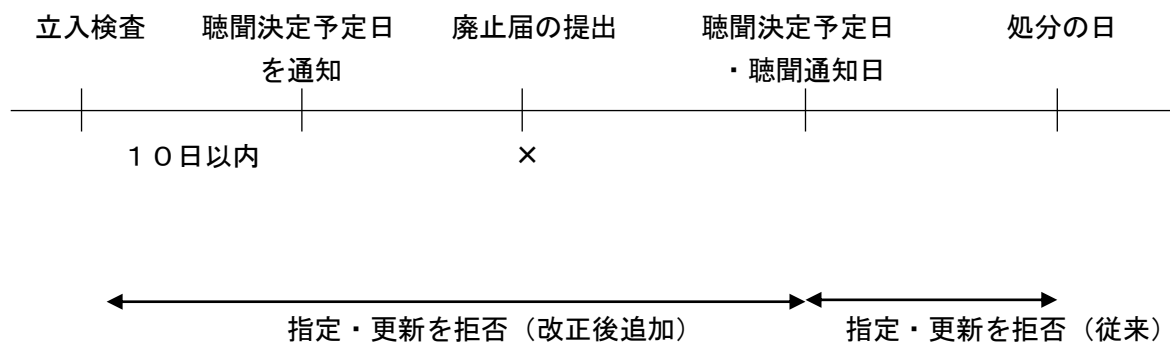
事業の「廃止・休止届」の提出については、平成20年の介護保険法改正により、廃止・休止後10日以内の事後届出制から、1か月前までの事前届出制に改められました。届出先は、各福祉事務所等です。

(2) 継続的なサービスの確保

事業の廃止又は休止の届出をしたときは、引き続きサービスの提供を希望する利用者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、指定居宅介護支援事業者、他の指定居宅サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供（他事業所の紹介、介護支援専門員との連絡調整等）を行わなければなりません。



なお、立入検査の日から10日以内に、指定権者が聴聞するかしないか決定する日（聴聞決定予定日）を事業者へ通知した場合、立入検査の日から聴聞決定予定日までの間に事業者が廃止届を提出した者について、相当の理由がある場合を除き、指定・更新の欠格事由に追加されましたので、御注意ください。



※ 施行期日：平成21年5月

8 事業の再開について

休止後、再開の場合には、「再開届出書」に、当該事業に係る「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）」を添付し、各福祉事務所等へ提出してください。

9 指定の辞退について

(1) 介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設の辞退

指定を辞退する場合は、指定を辞退する日の1か月前までに、各福祉事務所等へ、所定の「指定辞退書」により提出してください。

(2) みなし指定の辞退

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局については、介護保険法の規定により「別段の申し出」や健康保険法の指定取消処分を受けていない場合を除き、下記の介護サービスに関し、介護保険の指定事業者とみなされます。

保険医療機関（歯科を除く）	<ul style="list-style-type: none">・ 居宅療養管理指導（介護予防を含む）・ 訪問看護（介護予防を含む）・ 訪問リハビリテーション（介護予防を含む）・ 通所リハビリテーション（介護予防を含む）・ 短期入所療養介護（介護予防を含む） ※療養病床を有する病院・診療所のみ
保険医療機関（歯科） 保険薬局	<ul style="list-style-type: none">・ 居宅療養管理指導（介護予防を含む）

介護保険で、その介護サービスを行う意思がない場合は、各福祉事務所等へ、所定の「指定を不要とする旨の申出書」（別段の申し出）により届け出てください。

(注) 上記申出書の提出後、事業方針の転換等により介護サービスの実施を希望する場合には、改めて事業開始の手続きが必要となります。必要な手続きについては、各福祉事務所等にご相談ください。

IV 指導監督について

1 実地指導（介護保険法第24条）について

（1）運営指導

所管行政庁は、高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束のそれぞれの行為についての理解の促進、防止のための取り組みの促進について指導を行うとともに、個別ケアを推進するため個々の利用者について個別のケアプランに基づいたサービス提供の一連のプロセスについてヒアリングを行い、生活支援のためのアセスメントとケアプラン等が適切に行えるよう指導します。

（2）報酬請求指導

各種加算等について、報酬基準等に基づき体制が確保されているか、個別ケアプランに基づきサービス提供がされているか、他職種との協働は行われているかなど届け出た加算等に基づいた運営が適切に実施されているかをヒアリングし、請求の不適正な取扱いについて是正を指導します。

適正な介護サービスに基づく対価として適正な請求がなされているか、書類等の記録を確認します。事業者側で立証できない場合には全額返還していただくこともありますので、注意してください。

著しい運営基準違反や、不正な請求と認められる場合には、監査へ移行します。

2 監査（介護保険法第76条等）について

通報・苦情・相談等に基づく情報や、保険者が行う介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す情報等を踏まえ、指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に行います。監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行います。

3 行政上の措置について

指定基準違反等が認められた場合には、介護保険法第5章に基づく「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を行います。（次ページ参照）

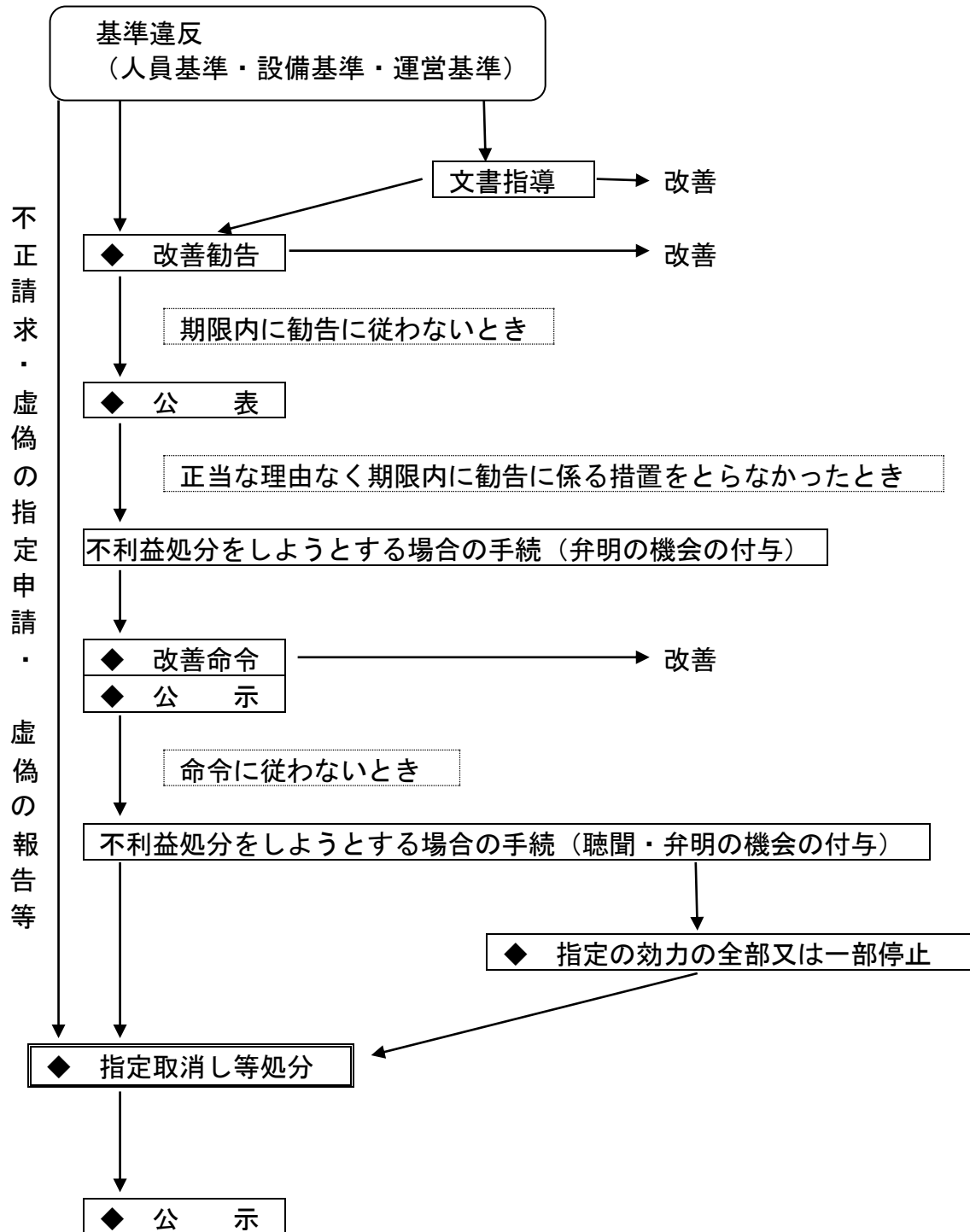
4 経済上の措置について

命令又は指定の取消等を行った場合に、介護保険法第22条第3項により、事業者は不正に受給した保険給付として返還すべき額のほかに、当該返還すべき額に100分の40を乗じて得た額を市町村に対して支払う場合があります。

(※) 行政上の措置

基準を満たさない場合は、指定を受けられないのはもちろん、運営開始後、基準を下回った場合には、所管する行政庁の指導の対象となります。指導に従わず改善されない場合には、業務の改善命令、指定の効力停止、指定取消などの行政処分を受けることがあります。

行政処分等の事務的な流れについて



6 業務管理体制に関する監督等について

平成19年度に発生した組織的な不正事案の対策として、平成20年の改正介護保険法では、介護サービス事業者（法人単位）に、（1）業務管理体制の整備及び届出が義務付けられるとともに、（2）厚生労働大臣等に、事業者本部等への立入権限が付与されました。

（1）業務管理体制の整備

法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止し、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図ります。

ア 整備内容（事業所数に応じて整備すべき内容が定められている）

指定・許可事業所数	業務管理体制の整備の内容		
	法令遵守責任者の選任	規程の整備	業務執行の状況の監査
～19	○	—	—
20～99	○	○	—
100～	○	○	○

イ 届出内容

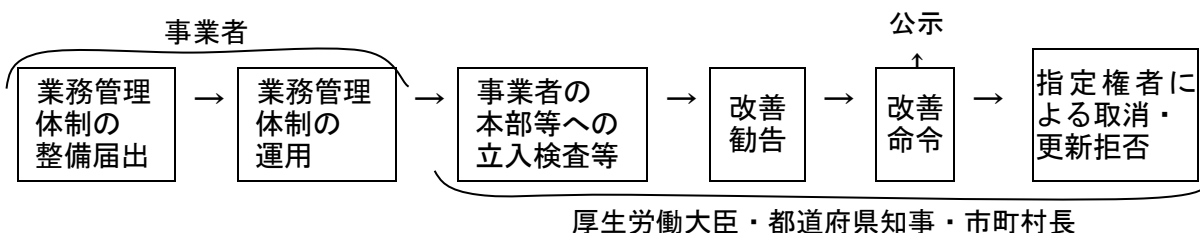
- ・事業者の名称又は氏名
- ・主たる事務所の所在地
- ・代表者の職氏名、生年月日及び住所
- ・法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- ・業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（20事業所以上）
- ・業務執行の状況の監査の方法の概要（100事業所以上）

ウ 届出先

事業所が3以上の厚生局管轄区域に所在	国（厚生労働省老健局）
事業所が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の厚生局管轄区域に所在	主たる事務所（本社）の所在する都道府県
地域密着型サービスのみを行い、事業所が同一市町村内に所在	事業所が所在する市町村
事業所が「さいたま市のみ」「川口市のみ」もしくは「和光市内のみ」に所在	さいたま市、川口市、和光市
上記以外	県（県福祉事務所等）

（2）事業者本部等への立入検査等

さらに、業務管理体制の整備状況や、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認するため、厚生労働大臣・都道府県知事・市町村長に事業者に対する報告徴収や、事業者の本社、事業所等に立入検査権限が付与されました。



V 指定更新制度

1 制度の概要について

平成18年の介護保険法改正により新たに介護サービス事業所・施設の指定（許可）更新の制度が設けられました。

- ・ 指定の効力に有効期間（6年）が設けられました。
- ・ 基準に従って適切な事業の運営がされない場合や、過去に同一のサービスで指定の取消処分を受けた場合には、指定の更新が受けられないことがあります。
- ・ 更新の欠格事由は、指定の欠格事由と同様です。

このことにより、指定（許可）の有効期限満了日の経過後も事業所・施設の運営を継続する場合には、介護保険法の規定に基づく指定の更新を受ける必要があり、当該更新を受けない場合は、事業所・施設の指定（許可）の効力を失うこととなります。



2 欠格事由について

特に留意していただきたい点は、事業者（申請者）のみならず法人役員等についても、指定の更新の欠格事由に該当する場合は指定の更新が受けられなくなる点です。

例えば、指定居宅サービス事業所を経営する法人の役員の中に過去5年以内に指定の取消の処分を受けた事業者の役員がいる場合、指定の更新の欠格事由に該当し、指定の更新を受けられず、介護保険上の指定居宅サービス事業の存続ができなくなります。

※ 参考 欠格事由の対象となる役員等の範囲

①法人でない病院等の場合 → 管理者（医療法及び薬事法で規定）

②法人である場合 → 役員等（A+B）

A. 役員

- イ 業務を執行する社員・取締役・執行役又はこれらに準ずる者
- ロ 相談役、顧問等の名称は有するかどうかは問わず、イに掲げる者と同等以上の支配力を法人に対し有するものと認められる者

※「監査役」、「監事」など監査担当役員も含まれます。

B. その事業所（施設）を管理する者その他の政令で定める使用人

- ・事業所の管理者（基準省令等で規定される管理者と同じ）

3 更新手続について

介護サービスの質を担保するために、介護サービス事業者が、指定基準等を遵守して適切なサービス提供を行うことができるか、定期的にチェックする必要があります。

そのため6年ごとに指定の更新を受けなければ、指定の効力が失われます。指定を受けている介護サービスの指定有効期限は意識的に管理するようにしてください。

※ 更新手続の詳細は「さいたま介護ねっと」を参照

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/shinsei-tetsuduki/sitei-kousin3.html>

VI 連座制

1 連座制について

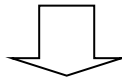
(1) 介護サービス事業所を経営する法人が指定の取消処分を受けた場合、指定の欠格事由に該当するので、当該法人は、新たに指定を受けることができません。

(2) 上記の法人が複数の介護サービス事業所を経営する場合、指定の更新の欠格事由にも該当するので、傘下の介護サービス事業所が連座して指定の更新を受けることができなくなります。

※(1)(2)の際に適用される指定等の欠格事由は、原則として、同じ指定の種類の事業者が対象となります。

2 連座制の具体例について

A株式会社が経営するB訪問介護事業所に不正の事実が発覚し、立入検査の結果、指定取消処分を受けた場合

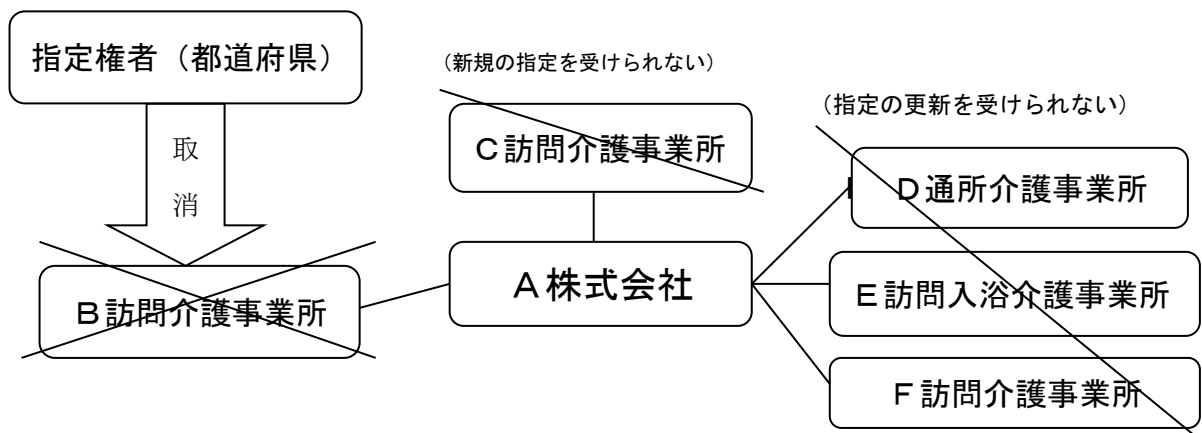


(1) 新規指定

A株式会社は「指定取消から5年を経過しない者であるとき」という指定の欠格事由に該当するため、A株式会社は新たにC訪問介護事業所の指定を受けることができない。

(2) 指定更新

同様に、「指定取消から5年を経過しない者であるとき」という指定の更新の欠格事由にも該当するため、A株式会社が経営する同一の指定の種類であるD通所介護事業所、E訪問入浴介護事業所及びF訪問介護事業所も、B訪問介護事業所の指定の取消処分から5年以内に指定の有効期間の満了を迎える場合、指定の更新を受けられず、事業の継続ができなくなる。



3 連座制の見直しについて

平成20年度の改正介護保険法では、連座制の仕組みは維持しつつも、指定取消処分の理由となった事実等を考慮し、次の場合には、連座制を適用しないこととしました。

厚生労働大臣等が介護保険法第115条の33第1項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定等の取消しの処分の理由となった事実等に関して当該事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該事業者が当該指定等の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合

福祉事務所別担当区域一覧

所在地等	担当区域
東部中央福祉事務所 介護保険・施設整備担当 〒344-0038 春日部市大沼1-76 TEL 048(737)2347 FAX 048(734)1121	行田市・加須市・春日部市・羽生市・鴻巣市・上尾市 草加市・桶川市・久喜市・北本市・八潮市・三郷市 蓮田市・幸手市・吉川市・白岡市・伊奈町・宮代町 杉戸町・松伏町
西部福祉事務所 介護保険・施設整備担当 〒350-0212 坂戸市石井2327-1 TEL 049(283)6800 FAX 049(283)7891 ※048ではありません。番号間違いにご注意ください。	所沢市・飯能市・東松山市・狭山市・入間市・朝霞市 志木市・新座市・富士見市・坂戸市・鶴ヶ島市 日高市・ふじみ野市・三芳町・毛呂山町・越生町 滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・鳩山町 ときがわ町・東秩父村
北部福祉事務所 介護保険・施設整備担当 〒367-0047 本庄市前原1-8-12 TEL 0495(22)6154 FAX 0495(22)2396	熊谷市・本庄市・深谷市・美里町・神川町・上里町 寄居町
秩父福祉事務所 介護保険・施設整備担当 〒368-0025 秩父市桜木町8-18 TEL 0494(23)2119 FAX 0494(23)7813	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町
埼玉県高齢者福祉課 施設・事業者指導担当 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 TEL 048(830)3247 FAX 048(830)4781	蕨市・戸田市

* 事業所の所在地が次の市の場合は、市が指定等の事務を行っていますので、それぞれの市にご確認ください。

- さいたま市 介護保険課（電話 048-829-1111（代表））
- 川越市 介護保険課（電話 049-224-6404）
- 越谷市 介護保険課（電話 048-963-9305）
- 川口市 介護保険課（電話 048-259-7293）
- 和光市 長寿あんしん課（電話 048-424-9138）

介護保険事業者指定の手引 (概要編)

令和3年3月発行 編集 埼玉県福祉部高齢者福祉課
〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話 048-830-3247
FAX 048-830-4781
E-mail a3240-11@pref.saitama.lg.jp